

四半期報告書

(第49期第3四半期)

株式会社 ミスミグループ本社

四 半 期 報 告 書

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

目 次

	頁
【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	3
3 【関係会社の状況】	3
4 【従業員の状況】	3
第2 【事業の状況】	4
1 【生産、受注及び販売の状況】	4
2 【事業等のリスク】	5
3 【経営上の重要な契約等】	5
4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	5
第3 【設備の状況】	8
第4 【提出会社の状況】	9
1 【株式等の状況】	9
2 【株価の推移】	21
3 【役員の状況】	21
第5 【経理の状況】	22
1 【四半期連結財務諸表】	23
2 【その他】	42
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	43

四半期レビュー報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成23年2月14日

【四半期会計期間】 第49期第3四半期(自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)

【会社名】 株式会社ミスミグループ本社

【英訳名】 MISUMI Group Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役会長・CEO 三 枝 匡

【本店の所在の場所】 東京都江東区東陽二丁目4番43号

【電話番号】 03-3647-7112 (代表)

【事務連絡者氏名】 常務執行役員・CFO 真 田 佳 幸

【最寄りの連絡場所】 東京都江東区東陽二丁目4番43号

【電話番号】 03-3647-7124

【事務連絡者氏名】 常務執行役員・CFO 真 田 佳 幸

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次	第48期 第3四半期連結 累計期間	第49期 第3四半期連結 累計期間	第48期 第3四半期連結 会計期間	第49期 第3四半期連結 会計期間	第48期
会計期間	自 平成21年 4月1日 至 平成21年 12月31日	自 平成22年 4月1日 至 平成22年 12月31日	自 平成21年 10月1日 至 平成21年 12月31日	自 平成22年 10月1日 至 平成22年 12月31日	自 平成21年 4月1日 至 平成22年 3月31日
売上高 (百万円)	61,872	89,130	23,391	30,427	89,180
経常利益 (百万円)	5,009	12,650	3,126	4,165	8,082
四半期(当期)純利益 (百万円)	2,392	7,290	1,783	2,347	3,885
純資産額 (百万円)	—	—	74,160	81,874	75,946
総資産額 (百万円)	—	—	86,368	100,078	92,940
1株当たり純資産額 (円)	—	—	833.95	913.61	853.70
1株当たり四半期 (当期)純利益金額 (円)	27.00	81.97	20.12	26.34	43.84
潜在株式調整後 1株当たり四半期 (当期)純利益金額 (円)	26.98	81.82	20.09	26.29	43.80
自己資本比率 (%)	—	—	85.58	81.40	81.41
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	3,133	6,314	—	—	6,413
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△12,418	△1,384	—	—	△17,161
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△1,045	△802	—	—	△1,105
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (百万円)	—	—	12,320	14,554	10,908
従業員数 (名)	—	—	3,328	4,663	3,581

(注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 【事業の内容】

当第3四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）において営まれている事業の内容の重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

3 【関係会社の状況】

当第3四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成22年12月31日現在

従業員数(名)	4,663 (367)
---------	----------------

(注) 1 従業員数は、当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員であります。

2 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の当第3四半期連結会計期間の平均雇用人員であります。

3 臨時従業員は、派遣社員、アルバイト、及び業務契約社員であります。

(2) 提出会社の状況

平成22年12月31日現在

従業員数(名)	516 (170)
---------	--------------

(注) 1 従業員数は、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む就業人員であります。

2 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の当第3四半期会計期間の平均雇用人員であります。

3 臨時従業員は、派遣社員、アルバイト、及び業務契約社員であります。

第2 【事業の状況】

1 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当第3四半期連結会計期間における生産実績を報告セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	生産高(百万円)	前年同四半期比(%)
自動化事業	2,977	+36.8
金型部品事業	1,466	+5.6
多角化事業	67	+23.6
合計	4,512	+24.6

- (注) 1 金額は、販売価格によっております。
2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
3 上記の金額は、当グループにおける生産子会社の生産実績を記載しております。

(2) 受注実績

当第3四半期連結会計期間における受注実績を報告セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	受注高(百万円)	前年同四半期比(%)	受注残高(百万円)	前年同四半期比(%)
自動化事業	18,961	+35.5	2,384	+47.1
金型部品事業	6,968	+13.0	497	+16.3
エレクトロニクス事業	2,825	+25.6	262	+21.8
多角化事業	2,375	+15.5	66	+37.4
合計	31,131	+27.2	3,211	+38.9

- (注) 1 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
2 上記の金額には、当期より当グループにおける外部顧客からの連結受注実績を記載しております。

(3) 販売実績

当第3四半期連結会計期間における販売実績を報告セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	販売高(百万円)	前年同四半期比(%)
自動化事業	18,704	+39.3
金型部品事業	6,740	+11.4
エレクトロニクス事業	2,789	+29.4
多角化事業	2,314	+16.1
調整額(注3)	△121	—
合計	30,427	+30.1

- (注) 1 主な相手先の販売実績は、当該販売実績の総販売実績に対する割合が100分の10に満たないため記載を省略しております。
2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
3 上記の金額は、連結子会社の決算日と連結決算日が異なる事による調整であります。

2 【事業等のリスク】

当第3四半期連結会計期間において、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の異常な変動又は、前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

特記事項はありません。

4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績の分析

当第3四半期連結会計期間の経済情勢は、日本において米ドル安や景気対策終了の影響などから、前年より継続してきた回復局面は一服し、踊り場局面となりましたが、中国を中心としたアジア圏の経済成長が継続したことを主因として、総じて堅調に推移しました。

当社グループの顧客である機械製造業界においても、国内輸出企業を中心とした設備投資や、アジア各国における投資意欲が引き続き旺盛で、高稼働が継続しました。当社グループは短納期および高い納期遵守率により引き続き着実に受注を取り込むと共に、ミスミブランドの自社商品に加え他社ブランド商品を販売する新サービス「ミスミVONA（ヴォーナ）」の営業を11月中旬よりFAメカニカル分野にて本格的に開始するなど、将来の成長に向けた取り組みも着実に実行しております。また、アジアなど海外における販売力の強化や、最適調達を目的とした現地生産・現地調達の取り組みも着実に実を結んでおり、アジア各国の経済成長と合わせ、海外売上高も大きく伸長しております。この結果、連結売上高は、304億2千7百万円、対前年同期比で70億3千5百万円（30.1%）の増収となりました。利益面につきましては、営業利益は42億9千6百万円、対前年同期比で10億6千2百万円（32.9%）の増益、経常利益は、41億6千5百万円、対前年同期比で10億3千9百万円（33.2%）の増益、四半期純利益は23億4千7百万円、対前年同期比で5億6千3百万円（31.6%）の増益となりました。

・報告セグメントの業績

①自動車事業

主要顧客層である自動車はエコカー補助金等の景気対策終了の影響などから、日本では踊り場局面となりましたが、回復・成長基調が継続した欧州・アジアを中心に底堅く推移しました。これらの結果、売上高は187億4百万円となり、前年同四半期比では52億7千4百万円（39.3%）の増収となりました。営業利益は売上回復と前年に実施した収益性改善施策の効果を受け、29億4千5百万円となり、前年同四半期比では6億9千7百万円（31.0%）の増益となりました。

②金型部品事業

金型部品事業も国内自動車関連が伸び悩んだものの、欧州・アジアが回復基調を維持したこと、及び弱電関連業界も引き続き回復基調となったことを受け、売上高は67億4千万円となり、前年同四半期比では6億8千7百万円（11.4%）の増収となりました。営業利益は5億5千5百万円となり、前年同四半期比では1億1百万円（22.2%）の増益となりました。

③エレクトロニクス事業

エレクトロニクス事業は、半導体生産設備投資業界の活況により、売上高は27億8千9百万円となり、前年同四半期比では6億3千4百万円（29.4%）の増収となりました。営業利益は4億4千3百万円となり、前年同四半期比では7千4百万円（20.3%）の増益となりました。

④多角化事業

多角化事業は、機械加工用工具関連事業（ツール事業部担当）、及び動物病院向け医療消耗品関連事業（㈱プロミクロス）より構成されています。ツール事業は主力商品である超硬エンドミルが売上回復を牽引し、売上高は23億1千4百万円となり、前年同四半期比では3億2千万円（16.1%）の増収となりました。営業利益は1億6千7百万円となり、前年同四半期比では1億6千9百万円の増益となりました。

なお、前年同四半期との比較は当第3四半期連結会計期間と同じ報告セグメントで行っております。

(2) 財政状態の分析

当第3四半期連結会計期間末の総資産は前連結会計年度末に比べ71億3千7百万円増加し、1,000億7千8百万円となりました。この主な要因は、現金及び預金が38億1千4百万円増加したこと、受取手形及び売掛金が21億7千4百万円増加したこと、商品及び製品が18億1千6百万円増加したことなどにより流動資産が85億7千4百万円増加したこと、有形固定資産が11億8千万円増加したこと、無形固定資産が4億6千1百万円増加したこと、及び投資その他の資産が30億7千9百万円減少したこととであります。

総負債は前連結会計年度末に比べ12億9百万円増加し、182億3百万円となりました。この主な要因は、未払法人税等が14億4千2百万円増加したこと、賞与引当金が3億2千4百万円増加したことなどにより流動負債が11億5千万円増加したこと、役員退職慰労引当金が2億9千7百万円減少したことなどにより固定負債が5千9百万円増加したこととあります。

純資産は前連結会計年度末に比べ59億2千7百万円増加し、818億7千4百万円となりました。この主な要因は、利益剰余金が57億1千7百万円増加したことなどにより株主資本が64億8千9百万円増加したこと、為替換算調整勘定等の評価・換算差額が6億9千6百万円減少したこととあります。この結果、自己資本比率は前連結会計年度末の81.41%から81.40%となりました。

(3) キャッシュ・フローの状況の分析

当第3四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物は、前連結会計年度末に比べ36億4千6百万円増加し、145億5千4百万円となりました。

また、当第3四半期連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は、次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは、20億7千2百万円の純収入となりました（前年同四半期は8千万円の純収入）。この主な内訳は、税金等調整前四半期純利益が41億8千1百万円になったこと、減価償却費が5億6千9百万円、のれん償却額が4千4百万円、為替差損が9千7百万円、売上債権が7億6千9百万円増加したこと、たな卸資産が3億5千1百万円増加したこと、仕入債務が2億1千6百万円増加したこと、賞与引当金が2億3千3百万円増加したこと、法人税等の支払額が19億2千2百万円であったことであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは、14億9千6百万円の純支出となりました（前年同四半期は71億2千8百万円の純支出）。この主な内訳は、有価証券の売却及び償還による収入が15億2千5百万円、固定資産の取得による支出が9億6千9百万円、定期預金の預入による支出が64億4千5百万円、及び定期預金の払戻による収入が43億7千9百万円であったことであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは、7億7百万円の純支出となりました（前年同四半期は6億1千4百万円の純支出）。この主な内訳は、株式の発行による収入が1億5千7百万円、配当金の支払額が8億6千4百万円であったことあります。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結会計期間において、当連結会社の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(5) 研究開発活動

当第3四半期連結会計期間の研究開発費の総額は8千万円であります。

第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第3四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第3四半期連結会計期間において、第2四半期連結会計期間末に計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更並びに重要な設備計画の完了はありません。

また、当第3四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	340,000,000
計	340,000,000

② 【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末現在 発行数(株) (平成22年12月31日)	提出日現在発行数(株) (平成23年2月14日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	89,548,684	89,551,684	東京証券取引所 (市場第一部)	(注) 1, 3
計	89,548,684	89,551,684	—	—

(注) 1 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。

2 提出日現在の発行数には、平成23年2月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

3 単元株式数は100株であります。

(2) 【新株予約権等の状況】

1 株主総会の特別決議日（平成16年6月22日）

①平成16年7月付与分

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	2,080
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります
新株予約権の目的となる株式の数(株)	416,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,795(注3)
新株予約権の行使期間	平成18年8月1日～平成23年7月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,795 資本組入額 898
新株予約権の行使の条件	注2
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

②平成17年3月付与分

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	938
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります
新株予約権の目的となる株式の数(株)	187,600
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,735(注3)
新株予約権の行使期間	平成18年8月1日～平成23年7月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,735 資本組入額 868
新株予約権の行使の条件	注2
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、200株である。

- 2 ①新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社、子会社または関連会社の役員または従業員として在籍していることを要する。但し、権利行使時において在籍していない場合といえども、退任もしくは退職の日の翌日の2年後の応当日または行使期間の満了日のいずれか早い日までの期間に限り、権利を行使することができる。
- ②新株予約権の割当を受けた者が死亡した場合、相続人が権利行使請求権を相続する。但し、相続後、権利を行使する前に相続人が死亡した場合、当該相続人の権利行使請求権は消滅するものとする。
- ③新株予約権の質入その他一切の処分は認めない。
- ④その他の権利行使の条件は新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と取締役または従業員との間で締結する新株予約権付与契約に定めるものとする。
- 3 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、それにより生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行後、当社が時価を下回る価格で新株を発行する場合(時価発行として行う公募増資等、新株予約権及び新株予約権証券の行使により新株を発行する場合を除く)は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

2 株主総会の特別決議日（平成17年6月23日）

①平成17年7月付与分

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	2,325
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります
新株予約権の目的となる株式の数(株)	465,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,785(注3)
新株予約権の行使期間	平成19年8月1日～平成24年7月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,785 資本組入額 893
新株予約権の行使の条件	注2
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

②平成18年3月付与分

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	2,232
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります
新株予約権の目的となる株式の数(株)	446,400
新株予約権の行使時の払込金額(円)	2,534(注3)
新株予約権の行使期間	平成19年8月1日～平成24年7月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,534 資本組入額 1,267
新株予約権の行使の条件	注2
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、200株である。

- 2 ①新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社、子会社または関連会社の役員または従業員として在籍していることを要する。但し、権利行使時において在籍していない場合といえども、退任もしくは退職の日の翌日の2年後の応当日または行使期間の満了日のいずれか早い日までの期間に限り、権利を行使することができる。
- ②新株予約権の割当を受けた者が死亡した場合、相続人が権利行使請求権を相続する。但し、相続後、権利を行使する前に相続人が死亡した場合、当該相続人の権利行使請求権は消滅するものとする。
- ③新株予約権の質入その他一切の処分は認めない。
- ④その他の権利行使の条件は新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と取締役または従業員との間で締結する新株予約権付与契約に定めるものとする。
- 3 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、それにより生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行後、当社が時価を下回る価格で新株を発行する場合(時価発行として行う公募増資等、新株予約権及び新株予約権証券の行使により新株を発行する場合を除く)は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

3 株主総会の普通決議日（平成19年6月21日）

①平成19年7月付与分

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	2,800
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります
新株予約権の目的となる株式の数(株)	280,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	2,219(注3)
新株予約権の行使期間	平成21年8月1日～平成26年7月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,219 資本組入額 1,302
新株予約権の行使の条件	注2
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株である。

2 ①新株予約権の割当を受けた当社取締役は、権利行使時においても、当社、子会社または関連会社の役員または従業員として在籍していることを要する。但し、権利行使時において在籍していない場合といえども、退任もしくは退職の日の翌日の2年後の応当日または行使期間の満了日のいずれか早い日までの期間に限り、権利を行使することができる。

②上記①以外の新株予約権の行使の状況については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定めるものとし、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する新株予約権付与契約に定めるものとする。

3 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、それにより生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行後、当社が時価を下回る価格で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

4 取締役会の決議日（平成19年12月17日）

①平成20年1月付与分

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	350
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります
新株予約権の目的となる株式の数(株)	35,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	2,027(注3)
新株予約権の行使期間	平成22年2月1日～平成27年1月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,027 資本組入額 1,167
新株予約権の行使の条件	注2
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	注4

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株である。

- 2 ①新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社または当社子会社若しくは関連会社の役員または従業員の地位にあることを要する。但し、権利行使時において当該地位に存しない場合といえども、退任日または退職日の翌日の2年後の応当日または行使期間の満了日のいずれか早い日までの期間に限り、権利を行使することができる。

②上記①以外の新株予約権の行使の条件については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する新株予約権付与契約に定めるものとする。

- 3 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、それにより生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行後、当社が時価を下回る価格で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

- 4 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、組織再編成行為時に定める契約書または計画書等に定めた場合には、それぞれの組織再編成行為時に定める契約書または計画書等に記載された条件に基づき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編成対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。

5 株主総会の普通決議日（平成20年6月20日）

①平成20年7月付与分

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	4,000
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります
新株予約権の目的となる株式の数(株)	400,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	2,073(注3)
新株予約権の行使期間	平成22年8月1日～平成27年7月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,073 資本組入額 1,180
新株予約権の行使の条件	注2
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	注4

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株である。

2 ①新株予約権の割当を受けた当社取締役は、権利行使時においても、当社、子会社または関連会社の役員または従業員の地位にあることを要する。但し、権利行使時において当該地位に存しない場合といえども、退任日または退職日の翌日の2年後の応当日または行使期間の満了日のいずれか早い日まで

の期間に限り、権利を行使することができる。
②上記①以外の新株予約権の行使の条件については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する新株予約権付与契約に定めるものとする。

3 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、それにより生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行後、当社が時価を下回る価格で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

4 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、組織再編成行為時に定める契約書または計画書等に定めた場合には、それぞれの組織再編成行為時に定める契約書または計画書等に記載された条件に基づき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編成対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。

6 取締役会の決議日（平成20年11月19日）

①平成20年12月付与分

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	710
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります
新株予約権の目的となる株式の数(株)	71,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,576(注3)
新株予約権の行使期間	平成23年1月1日～平成28年12月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,576 資本組入額 832
新株予約権の行使の条件	注2
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	注4

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株である。

2 ①新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社または当社子会社若しくは関連会社の役員または従業員の地位にあることを要する。但し、権利行使時において当該地位に存しない場合といえども、退任日または退職日の翌日の2年後の応当日または行使期間の満了日のいずれか早い日までの期間に限り、権利を行使することができる。

②上記①以外の新株予約権の行使の条件については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する新株予約権付与契約に定めるものとする。

3 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、それにより生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行後、当社が時価を下回る価格で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

4 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、組織再編成行為時に定める契約書または計画書等に定めた場合には、それぞれの組織再編成行為時に定める契約書または計画書等に記載された条件に基づき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編成対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。

7 株主総会の普通決議日（平成21年6月18日）

①平成21年7月付与分

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	4,860
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります
新株予約権の目的となる株式の数(株)	486,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,432(注3)
新株予約権の行使期間	平成23年8月1日～平成28年7月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,432 資本組入額 852
新株予約権の行使の条件	注2
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	注4

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株である。

2 ①新株予約権の割当を受けた当社取締役は、権利行使時においても、当社、当社子会社または関連会社の役員または従業員の地位にあることを要する。但し、権利行使時において当該地位に存しない場合といえども、新株予約権者が上記新株予約権の行使期間の開始後に退任または退職した場合には、退任日または退職日の翌日の2年後の応当日または行使期間の満了日のいずれか早い日までの期間に限り、権利を行使することができる。

②上記①以外の新株予約権の行使の条件については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定めるものとし、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する新株予約権付与契約に定めるものとする。

3 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、それにより生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行後、当社が時価を下回る価格で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

4 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、組織再編成行為時に定める契約書または計画書等に定めた場合には、それぞれの組織再編成行為時に定める契約書または計画書等に記載された条件に基づき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編成対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。

8 取締役会の決議日（平成21年7月21日）

①平成21年8月付与分

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	1,140
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります
新株予約権の目的となる株式の数(株)	114,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,600(注3)
新株予約権の行使期間	平成23年9月1日～平成28年8月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,600 資本組入額 978
新株予約権の行使の条件	注2
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	注4

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株である。

2 ①新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社または当社子会社若しくは関連会社の役員または従業員の地位にあることを要する。但し、権利行使時において当該地位に存しない場合といえども、新株予約権者が上記の新株予約権の行使期間の開始後に退任または退職した場合には、退任日または退職日の翌日の2年後の応当日または行使期間の満了日のいずれか早い日までの期間に限り、権利を行使することができる。

②上記①以外の新株予約権の行使の条件については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する新株予約権付与契約に定めるものとする。

3 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、それにより生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行後、当社が時価を下回る価格で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

4 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、組織再編成行為時に定める契約書または計画書等に定めた場合には、それぞれの組織再編成行為時に定める契約書または計画書等に記載された条件に基づき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編成対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。

9 株主総会の普通決議日（平成22年6月17日）

① 平成22年7月付与分

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	5,200
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります
新株予約権の目的となる株式の数(株)	520,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,827(注3)
新株予約権の行使期間	平成24年8月1日～平成30年7月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,827 資本組入額 1,079
新株予約権の行使の条件	注2
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	注4

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株である。

- 2 ①新株予約権の割当を受けた当社取締役は、権利行使時においても、当社、当社子会社または関連会社の役員または従業員の地位にあることを要する。但し、権利行使時において当該地位に存しない場合といえども、新株予約権者が上記の新株予約権の行使期間の開始後に退任または退職した場合には、退任日または退職日の翌日の2年後の応当日または行使期間の満了日のいずれか早い日までの期間に限り、権利を行使することができる。
- ②上記①以外の新株予約権の行使の条件については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する新株予約権付与契約に定めるものとする。
- 3 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、それにより生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行後、当社が時価を下回る価格で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

- 4 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、組織再編成行為時に定める契約書または計画書等に定めた場合には、それぞれの組織再編成行為時に定める契約書または計画書等に記載された条件に基づき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編成対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。

10 取締役会の決議日（平成22年6月17日）

① 平成22年7月付与分

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	1,490
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります
新株予約権の目的となる株式の数(株)	149,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,827(注3)
新株予約権の行使期間	平成24年8月1日～平成30年7月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,827 資本組入額 1,079
新株予約権の行使の条件	注2
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	注4

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株である。

- 2 ①新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社または当社子会社若しくは関連会社の役員または従業員の地位にあることを要する。但し、権利行使時において当該地位に存しない場合といえども、新株予約権者が上記の新株予約権の行使期間の開始後に退任または退職した場合には、退任日または退職日の翌日の2年後の応当日または行使期間の満了日のいずれか早い日までの期間に限り、権利を行使することができる。
- ②上記①以外の新株予約権の行使の条件については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する新株予約権付与契約に定めるものとする。
- 3 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、それにより生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行後、当社が時価を下回る価格で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

- 4 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、組織再編成行為時に定める契約書または計画書等に定めた場合には、それぞれの組織再編成行為時に定める契約書または計画書等に記載された条件に基づき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編成対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成22年10月1日～ 平成22年12月31日(注)	88	89,548	78	5,068	78	11,767

(注) 新株予約権の行使による増加であります。

(6) 【大株主の状況】

大量保有報告書の写しの送付がなく、当第3四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の議決権の状況については、株主名簿の記載内容が確認できず、記載することができませんので、直前の基準日である平成22年9月30日の株主名簿により記載しております。

① 【発行済株式】

平成22年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 385,100	—	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 89,003,200	890,032	同上
単元未満株式	普通株式 71,984	—	同上
発行済株式総数	89,460,284	—	—
総株主の議決権	—	890,032	—

(注) 1 「完全議決権株式(その他)」及び「単元未満株式」の欄には、証券保管振替機構名義の株式がそれぞれ2,400株(議決権24個)及び28株含まれております。

2 単元未満株式には当社所有の自己株式93株が含まれております。

② 【自己株式等】

平成22年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社ミスミグループ 本社	東京都江東区東陽 二丁目4番43号	385,100	—	385,100	0.4
計	—	385,100	—	385,100	0.4

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成22年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高(円)	1,987	1,839	1,853	1,777	1,707	1,799	1,775	2,100	2,087
最低(円)	1,745	1,589	1,609	1,561	1,530	1,594	1,653	1,671	1,892

(注) 株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動はありません。

第5 【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前第3四半期連結会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び前第3四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年12月31日まで）は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第3四半期連結会計期間（平成22年10月1日から平成22年12月31日まで）及び当第3四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年12月31日まで）は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第3四半期連結会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び前第3四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表並びに当第3四半期連結会計期間（平成22年10月1日から平成22年12月31日まで）及び当第3四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	31,418	27,603
受取手形及び売掛金	※3 24,246	22,071
有価証券	5,368	5,402
商品及び製品	9,349	7,533
仕掛品	940	859
原材料及び貯蔵品	2,279	2,222
その他	2,441	1,736
貸倒引当金	△113	△76
流動資産合計	75,928	67,354
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	※1 6,885	※1 4,265
機械装置及び運搬具（純額）	※1 3,323	※1 3,362
土地	3,908	3,913
その他（純額）	※1 799	※1 2,194
有形固定資産合計	14,916	13,736
無形固定資産		
ソフトウェア	3,484	2,875
のれん	※2 533	※2 670
その他	93	104
無形固定資産合計	4,111	3,650
投資その他の資産		
投資有価証券	2,812	5,661
その他	2,434	2,694
貸倒引当金	△125	△154
投資その他の資産合計	5,121	8,200
固定資産合計	24,149	25,586
資産合計	100,078	92,940

(単位：百万円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	※3 7,163	7,197
短期借入金	1,200	1,200
未払法人税等	3,042	1,599
賞与引当金	1,315	990
その他	2,958	3,541
流動負債合計	15,680	14,530
固定負債		
退職給付引当金	1,872	1,728
役員退職慰労引当金	408	705
その他	242	29
固定負債合計	2,523	2,463
負債合計	18,203	16,994
純資産の部		
株主資本		
資本金	5,068	4,681
資本剰余金	14,840	14,453
利益剰余金	64,519	58,801
自己株式	△651	△650
株主資本合計	83,775	77,286
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	57	63
為替換算調整勘定	△2,372	△1,682
評価・換算差額等合計	△2,315	△1,619
新株予約権	414	279
純資産合計	81,874	75,946
負債純資産合計	100,078	92,940

(2) 【四半期連結損益計算書】
【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
売上高	61,872	89,130
売上原価	38,025	52,944
売上総利益	23,846	36,185
販売費及び一般管理費	※ 18,493	※ 23,183
営業利益	5,352	13,001
営業外収益		
受取利息	126	109
助成金収入	54	0
雑収入	123	179
営業外収益合計	304	290
営業外費用		
為替差損	502	519
雑損失	145	120
営業外費用合計	647	640
経常利益	5,009	12,650
特別利益		
固定資産売却益	46	3
貸倒引当金戻入額	4	—
賞与引当金戻入額	40	—
退職給付引当金戻入額	96	—
資産除去債務履行差額	—	37
関係会社清算益	0	—
関係会社株式売却益	—	14
特別利益合計	189	55
特別損失		
固定資産除却損	0	—
固定資産売却損	0	—
関係会社株式売却損	—	94
リース解約損	6	—
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	—	68
特別損失合計	7	163
税金等調整前四半期純利益	5,190	12,543
法人税、住民税及び事業税	2,387	5,136
法人税等調整額	410	116
法人税等合計	2,798	5,252
少数株主損益調整前四半期純利益	—	7,290
四半期純利益	2,392	7,290

【第3四半期連結会計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
売上高	23,391	30,427
売上原価	13,949	18,169
売上総利益	9,442	12,258
販売費及び一般管理費	※ 6,209	※ 7,962
営業利益	3,233	4,296
営業外収益		
受取利息	44	29
助成金収入	10	—
雑収入	26	24
営業外収益合計	81	54
営業外費用		
為替差損	162	133
雑損失	25	51
営業外費用合計	188	184
経常利益	3,126	4,165
特別利益		
固定資産売却益	36	0
貸倒引当金戻入額	3	—
関係会社清算益	0	—
関係会社株式売却益	—	14
特別利益合計	39	15
特別損失		
固定資産除却損	0	—
固定資産売却損	0	—
リース解約損	6	—
特別損失合計	6	—
税金等調整前四半期純利益	3,159	4,181
法人税、住民税及び事業税	963	1,796
法人税等調整額	411	37
法人税等合計	1,375	1,833
少数株主損益調整前四半期純利益	—	2,347
四半期純利益	1,783	2,347

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	5,190	12,543
減価償却費	1,376	1,587
のれん償却額	553	136
役員退職慰労引当金の増減額 (△は減少)	48	△297
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	21	148
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△482	325
役員賞与引当金の増減額 (△は減少)	△127	△182
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△36	13
受取利息及び受取配当金	△146	△127
支払利息	18	12
株式交付費	—	1
株式報酬費用	86	134
為替差損益 (△は益)	359	195
持分法による投資損益 (△は益)	△15	△36
有価証券評価損益 (△は益)	11	—
有価証券売却損益 (△は益)	—	13
関係会社株式売却損益 (△は益)	—	79
固定資産売却損益 (△は益)	△46	△3
固定資産除却損	0	—
リース解約損	6	—
還付加算金	△1	—
助成金収入	—	△0
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	—	68
資産除去債務履行差額	—	△37
売上債権の増減額 (△は増加)	△1,949	△1,881
たな卸資産の増減額 (△は増加)	1,150	△2,277
未払消費税等の増減額 (△は減少)	272	△2
仕入債務の増減額 (△は減少)	741	△249
その他の流動資産の増減額 (△は増加)	111	△526
その他の流動負債の増減額 (△は減少)	△178	△191
小計	6,965	9,446
利息及び配当金の受取額	120	118
利息の支払額	△15	△5
リース解約による支出	△6	—
助成金の受取額	—	0
法人税等の還付額	609	214
法人税等の支払額	△4,541	△3,461
営業活動によるキャッシュ・フロー	3,133	6,314

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券及び投資有価証券の取得による支出	△7,019	—
有価証券の売却及び償還による収入	7,500	2,550
固定資産の取得による支出	△2,694	△3,814
固定資産の売却による収入	73	15
貸付金の回収による収入	53	—
保険積立金の積立による支出	△5	△5
定期預金の預入による支出	△13,245	△11,304
定期預金の払戻による収入	2,903	10,940
関係会社株式の売却による収入	—	306
敷金及び保証金の差入による支出	△25	△164
敷金及び保証金の回収による収入	51	99
その他	△11	△8
投資活動によるキャッシュ・フロー	△12,418	△1,384
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	△100	—
長期借入金の返済による支出	△501	—
株式の発行による収入	—	771
自己株式の取得による支出	△0	△1
自己株式の処分による収入	0	0
配当金の支払額	△443	△1,573
財務活動によるキャッシュ・フロー	△1,045	△802
現金及び現金同等物に係る換算差額	17	△480
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△10,313	3,646
現金及び現金同等物の期首残高	22,670	10,908
連結除外に伴う現金及び現金同等物の減少額	△35	—
現金及び現金同等物の四半期末残高	※ 12,320	※ 14,554

【継続企業の前提に関する事項】

該当事項はありません。

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

項目	当第3四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)
1. 連結の範囲に関する事項の変更	(1) 連結の範囲の変更 当第3四半期連結会計期間より、新たに設立したMisumi Malaysia SDN. BHD. を連結の範囲に含めております。 (2) 変更後の連結子会社の数 22社
2. 持分法の適用範囲に関する事項の変更	(1) 持分法適用関連会社の変更 第2四半期連結会計期間において、ADS TECHNOLOGIES CO., LTD. は保有全株式の売却に伴い、当社の関連会社ではなくなったため、持分法の適用範囲から除外しております。 また、当第3四半期連結会計期間において、㈱マルチビッツは保有全株式の売却に伴い、当社の関連会社ではなくなったため、持分法の適用範囲から除外しております。 (2) 変更後の持分法適用関連会社の数 0社
3. 会計処理基準に関する事項の変更	「資産除去債務に関する会計基準」等の適用 第1四半期連結会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。これによる当第3四半期連結累計期間の営業利益及び経常利益への影響は軽微ですが、資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額として特別損失に68百万円を計上しております。

【表示方法の変更】

当第3四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)
(四半期連結損益計算書関係) 「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)に基づき財務諸表等規則等の一部を改正する内閣府令(平成21年3月24日 内閣府令第5号)の適用に伴い、当第3四半期連結累計期間では、「少数株主損益調整前四半期純利益」の科目を表示しております。

当第3四半期連結会計期間 (自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日)
(四半期連結損益計算書関係) 「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)に基づき財務諸表等規則等の一部を改正する内閣府令(平成21年3月24日 内閣府令第5号)の適用に伴い、当第3四半期連結会計期間では、「少数株主損益調整前四半期純利益」の科目を表示しております。

【簡便な会計処理】

当第3四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)
法人税等並びに繰延税金資産及び繰延税金負債の算定方法 法人税等の納付税額の算定に関して、加味する加減算項目や税額控除項目を重要なものに限定する方法によっております。 繰延税金資産の回収可能性の判断に関しては、前連結会計年度末以降に経営環境等、かつ、一時差異等の発生状況に著しい変化がないと認められるので、前連結会計年度において使用した将来の業績予測やタックス・プランニングを利用する方法によっております。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

当第3四半期連結累計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日）

該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
※1 有形固定資産の減価償却累計額 9,069百万円	※1 有形固定資産の減価償却累計額 8,858百万円
※2 のれん及び負ののれんは、相殺表示しております。相殺前の金額は次のとおりです。 のれん 552百万円 負ののれん △19百万円 <u>(差引)のれん 533百万円</u>	※2 のれん及び負ののれんは、相殺表示しております。相殺前の金額は次のとおりです。 のれん 739百万円 負ののれん △69百万円 <u>(差引)のれん 670百万円</u>
※3 四半期連結会計期間末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。 なお、当第3四半期連結会計期間末日が金融機関の休日であったため、次の四半期連結会計期間末日満期手形が、四半期連結会計期間末残高に含まれております。 受取手形 483百万円 支払手形 286百万円	

(四半期連結損益計算書関係)

第3四半期連結累計期間

前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日至平成22年12月31日)
※ 販売費及び一般管理費の主なもの 給与手当 4,805百万円 賞与引当金繰入 366百万円 退職給付費用 240百万円 役員退職慰労引当金繰入 48百万円	※ 販売費及び一般管理費の主なもの 給与手当 5,394百万円 賞与引当金繰入 1,215百万円 退職給付費用 398百万円 役員退職慰労引当金繰入 47百万円

第3四半期連結会計期間

前第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日至平成21年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日至平成22年12月31日)
※ 販売費及び一般管理費の主なもの 給与手当 1,595百万円 賞与引当金繰入 102百万円 退職給付費用 80百万円 役員退職慰労引当金繰入 16百万円	※ 販売費及び一般管理費の主なもの 給与手当 1,928百万円 賞与引当金繰入 331百万円 退職給付費用 108百万円 役員退職慰労引当金繰入 16百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日至平成22年12月31日)
※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 現金及び預金 23,442百万円 預入期間が3か月超の定期預金 △11,476百万円 容易に換金可能でかつ価値の変動についてわずかのリスクしか負わない有価証券 354百万円 <u>現金及び現金同等物 12,320百万円</u>	※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 現金及び預金 31,418百万円 預入期間が3か月超の定期預金 △17,217百万円 容易に換金可能でかつ価値の変動についてわずかのリスクしか負わない有価証券 354百万円 <u>現金及び現金同等物 14,554百万円</u>

(株主資本等関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成22年12月31日)及び当第3四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年12月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当第3四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	89,548,684

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当第3四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	385,471

3 新株予約権等に関する事項

ストック・オプションとしての新株予約権

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数 (株)	当第3四半期 連結会計期間末残高 (百万円)
提出会社	平成16年新株予約権	普通株式	603,600	—
	平成17年新株予約権	普通株式	911,400	(注) 1
	平成19年ストック・ オプションとしての 新株予約権	—	—	107
	平成20年ストック・ オプションとしての 新株予約権	—	—	131 (注) 3
	平成21年ストック・ オプションとしての 新株予約権	—	—	122 (注) 4
	平成22年ストック・ オプションとしての 新株予約権	—	—	52 (注) 4
合計			1,515,000	414

(注) 1 会社法の施行日前に付与されたストック・オプションであるため、残高はありません。

2 平成16年から平成19年の新株予約権は、全て権利行使可能なものです。

3 平成20年のストック・オプションとしての新株予約権のうち、平成20年12月付与分6百万円は権利行使期間の初日が到来しておりません。

4 平成21年及び平成22年のストック・オプションとしての新株予約権は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成22年6月17日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	709	8	平成22年3月31日	平成22年6月18日
平成22年11月5日 取締役会	普通株式	利益剰余金	864	9.7	平成22年9月30日	平成22年12月13日

(2) 基準日が当連結会計年度の開始の日から当四半期連結会計期間末までに属する配当のうち、配当の効力発生日が当四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

5 株主資本の著しい変動に関する事項

株主資本の金額は、前連結会計年度末日と比較して著しい変動がありません。

(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

前第3四半期連結会計期間(自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)

	自動化事業 (百万円)	金型 部品事業 (百万円)	エレクトロ ニクス事業 (百万円)	多角化事業 (百万円)	計 (百万円)	消去 又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に 対する売上高	13,195	6,072	2,152	1,970	23,391	—	23,391
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	—	—	—	—	—	—	—
計	13,195	6,072	2,152	1,970	23,391	—	23,391
営業利益	2,424	485	407	39	3,356	(123)	3,233

(注) 1 事業区分の方法

当社の事業区分の方法は、当社の社内管理区分をベースに商品の系列及び市場の類似性を考慮して区分しております。

2 各事業区分の主要製品

事業区分	製品名
自動化事業	リニアシャフト、プーリー、モーター、アルミフレーム、ステージ等
金型部品事業	パンチ&ダイ、スプリングガイド、エジェクタピン、コアピン、ガイド等
エレクトロニクス事業	接続用ケーブル、ハーネス、コネクタ、計測・制御機器部品等
多角化事業	機械加工用工具、開業医・動物病院向け医療材料等

3 営業費用のうち、消去又は全社の項目に含めた配賦不能営業費用(123百万円)は、全額がのれん償却額であります。

前第3四半期連結累計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)

	自動化事業 (百万円)	金型 部品事業 (百万円)	エレクトロ ニクス事業 (百万円)	多角化事業 (百万円)	計 (百万円)	消去 又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に 対する売上高	34,481	16,392	5,397	5,600	61,872	—	61,872
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	—	—	—	—	—	—	—
計	34,481	16,392	5,397	5,600	61,872	—	61,872
営業利益	4,361	494	699	166	5,721	(369)	5,352

(注) 1 事業区分の方法

当社の事業区分の方法は、当社の社内管理区分をベースに商品の系列及び市場の類似性を考慮して区分しております。

2 各事業区分の主要製品

事業区分	製品名
自動化事業	リニアシャフト、プーリー、モーター、アルミフレーム、ステージ等
金型部品事業	パンチ&ダイ、スプリングガイド、エジェクタピン、コアピン、ガイド等
エレクトロニクス事業	接続用ケーブル、ハーネス、コネクタ、計測・制御機器部品等
多角化事業	機械加工用工具、開業医・動物病院向け医療材料等

3 営業費用のうち、消去又は全社の項目に含めた配賦不能営業費用(369百万円)は、全額がのれん償却額であります。

【所在地別セグメント情報】

前第3四半期連結会計期間(自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)

	日本 (百万円)	アジア (百万円)	北米・南米 (百万円)	ヨーロッパ (百万円)	計 (百万円)	消去 又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に 対する売上高	17,687	4,206	906	591	23,391	—	23,391
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	4,078	741	1	△0	4,821	(4,821)	—
計	21,766	4,947	908	590	28,213	(4,821)	23,391
営業利益又は 営業損失(△)	3,461	21	△57	△46	3,379	(145)	3,233

(注) 1 国又は地域の区分は地理的近接度によっております。

2 本邦以外の区分に属する主な国又は地域

(1) アジア・・・台湾・シンガポール・中国・タイ・韓国・他のアジア諸国

(2) 北米・南米・・・アメリカ・カナダ・南米諸国

(3) ヨーロッパ・・・イギリス・ドイツ・他の欧州諸国

3 営業費用のうち、消去又は全社の項目に含めた配賦不能営業費用(137百万円)は、全額がのれん償却額であります。

前第3四半期連結累計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)

	日本 (百万円)	アジア (百万円)	北米・南米 (百万円)	ヨーロッパ (百万円)	計 (百万円)	消去 又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に 対する売上高	47,409	10,432	2,392	1,637	61,872	—	61,872
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	8,897	1,760	2	0	10,661	(10,661)	—
計	56,307	12,193	2,395	1,637	72,533	(10,661)	61,872
営業利益又は 営業損失(△)	6,349	△369	△223	△182	5,573	(220)	5,352

(注) 1 国又は地域の区分は地理的近接度によっております。

2 本邦以外の区分に属する主な国又は地域

(1) アジア・・・台湾・シンガポール・中国・タイ・韓国・他のアジア諸国

(2) 北米・南米・・・アメリカ・カナダ・南米諸国

(3) ヨーロッパ・・・イギリス・ドイツ・他の欧州諸国

3 営業費用のうち、消去又は全社の項目に含めた配賦不能営業費用(413百万円)は、全額がのれん償却額であります。

【海外売上高】

前第3四半期連結会計期間(自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)

	アジア	北米・南米	ヨーロッパ	計
I 海外売上高(百万円)	4,207	914	591	5,713
II 連結売上高(百万円)	—	—	—	23,391
III 連結売上高に占める 海外売上高の割合(%)	18.0	3.9	2.5	24.4

- (注) 1 国又は地域の区分は地理的近接度によっております。
 2 本邦以外の区分に属する主な国又は地域
 (1) アジア・・・台湾・シンガポール・中国・タイ・韓国・他のアジア諸国
 (2) 北米・南米・・・アメリカ・カナダ・南米諸国
 (3) ヨーロッパ・・・イギリス・ドイツ・他の欧州諸国
 3 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

前第3四半期連結累計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)

	アジア	北米・南米	ヨーロッパ	計
I 海外売上高(百万円)	10,897	2,410	1,637	14,945
II 連結売上高(百万円)	—	—	—	61,872
III 連結売上高に占める 海外売上高の割合(%)	17.6	3.9	2.6	24.2

- (注) 1 国又は地域の区分は地理的近接度によっております。
 2 本邦以外の区分に属する主な国又は地域
 (1) アジア・・・台湾・シンガポール・中国・タイ・韓国・他のアジア諸国
 (2) 北米・南米・・・アメリカ・カナダ・南米諸国
 (3) ヨーロッパ・・・イギリス・ドイツ・他の欧州諸国
 3 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

【セグメント情報】

(追加情報)

第1四半期連結会計期間より「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号 平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日)を適用しております。

1 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当グループの構成単位のうち分離された財務諸表が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、株式会社ミスミに商品・サービス別の事業本部を置き、各事業本部は取り扱う商品・サービスについて国内及び海外の包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。従って、当社グループは事業本部を基礎とした商品・サービス別セグメントから構成されており、「自動化事業」、「金型部品事業」、「エレクトロニクス事業」及び「多角化事業」の4つを報告セグメントとしております。

「自動化事業」はF A (ファクトリーオートメーション)などの生産システムの合理化・省力化で使用される自動機の標準部品、高精度の精密生産装置に利用される自動位置決めモジュール、光技術関連の各種実験研究機器の開発・提供と電子機器類のデジタル化に伴い変化する各種機器生産現場への部材などを開発・提供しております。

「金型部品事業」は主に自動車、電子・電機機器分野に金属塑性加工用プレス金型、プラスチック射出成形用金型に組み込む金型標準部品、精密金型部品の開発・提供をしております。

「エレクトロニクス事業」は各種自動機や検査・計測器をつなぐ接続用ケーブル、ハーネス、コネクタ、計測・制御機器分野における機器本体や周辺機器などの開発・提供をしております。

「多角化事業」は機械加工用工具、開業医・動物病院向け医療材料の開発・提供をしております。

2 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

当第3四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年12月31日)

(単位:百万円)

	報告セグメント						四半期連結 損益計算書 計上額
	自動化事業	金型部品事業	エレクトロ ニクス事業	多角化事業	計	調整額	
売上高							
外部顧客への売上高	54,931	19,812	8,325	6,784	89,854	△724	89,130
セグメント間の内部売上高	—	—	—	—	—	—	—
計	54,931	19,812	8,325	6,784	89,854	△724	89,130
セグメント利益	9,524	1,685	1,347	460	13,018	△17	13,001

当第3四半期連結会計期間(自平成22年10月1日至平成22年12月31日)

(単位:百万円)

	報告セグメント						四半期連結 損益計算書 計上額
	自動化事業	金型部品事業	エレクトロ ニクス事業	多角化事業	計	調整額	
売上高							
外部顧客への売上高	18,704	6,740	2,789	2,314	30,548	△121	30,427
セグメント間の内部売上高	—	—	—	—	—	—	—
計	18,704	6,740	2,789	2,314	30,548	△121	30,427
セグメント利益	2,945	555	443	167	4,111	184	4,296

3 報告セグメントの合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）

当第3四半期連結累計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日）

（単位：百万円）

売上高	金額
報告セグメント計	89,854
連結子会社の決算日と連結決算日が異なる事による調整	△724
四半期連結損益計算書の売上高	89,130

（単位：百万円）

利益	金額
報告セグメント計	13,018
連結子会社の決算日と連結決算日が異なる事による調整	125
その他の調整額	△143
四半期連結損益計算書の営業利益	13,001

当第3四半期連結会計期間（自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日）

（単位：百万円）

売上高	金額
報告セグメント計	30,548
連結子会社の決算日と連結決算日が異なる事による調整	△121
四半期連結損益計算書の売上高	30,427

（単位：百万円）

利益	金額
報告セグメント計	4,111
連結子会社の決算日と連結決算日が異なる事による調整	359
その他の調整額	△174
四半期連結損益計算書の営業利益	4,296

(補足情報)

1 地域に関する情報

(1)売上高

当第3四半期連結累計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日）

(単位：百万円)

日本	アジア	北米・南米	ヨーロッパ	計
64,743	18,884	3,390	2,111	89,130

- (注) 1 売上高は当社及び連結子会社の本邦と本邦以外の国又は地域における売上高であります。
2 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。
3 各区分に属する主な国又は地域
(1)アジア・・・・・・・・台湾・シンガポール・中国・タイ・韓国・他のアジア諸国
(2)北米・南米・・・・・・・・アメリカ・カナダ・南米諸国
(3)ヨーロッパ・・・・・・・・イギリス・ドイツ・他の欧州諸国

当第3四半期連結会計期間（自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日）

(単位：百万円)

日本	アジア	北米・南米	ヨーロッパ	計
22,074	6,456	1,136	759	30,427

- (注) 1 売上高は当社及び連結子会社の本邦と本邦以外の国又は地域における売上高であります。
2 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。
3 各区分に属する主な国又は地域
(1)アジア・・・・・・・・台湾・シンガポール・中国・タイ・韓国・他のアジア諸国
(2)北米・南米・・・・・・・・アメリカ・カナダ・南米諸国
(3)ヨーロッパ・・・・・・・・イギリス・ドイツ・他の欧州諸国

(2)有形固定資産

当第3四半期連結会計期間末（平成22年12月31日）

(単位：百万円)

日本	ベトナム	その他	計
11,443	1,867	1,605	14,916

2 のれんに関する報告セグメント別情報

(単位：百万円)

	自動化事業	金型部品事業	エレクトロニクス事業	多角化事業	計
当第3四半期連結累計期間償却額	162	△28	—	2	136
当第3四半期連結会計期間償却額	54	△9	—	—	44
当第3四半期末残高	545	△12	—	—	533

(金融商品関係)

金融商品の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動がありません。

(有価証券関係)

有価証券の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動がありません。

(デリバティブ取引関係)

デリバティブ取引の四半期連結会計期間末の契約額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動がありません。

(ストック・オプション等関係)

当第3四半期連結会計期間（自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日）

1. 費用計上額及び科目名

四半期連結財務諸表への影響額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

2. 付与したストック・オプションの内容

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

資産除去債務の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動がありません。

(賃貸等不動産関係)

賃貸等不動産の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動がありません。

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
913.61円	853.70円

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎

項目	当第3四半期 連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	81,874	75,946
普通株式に係る純資産額(百万円)	81,460	75,666
差額の主な内訳(百万円) 新株予約権	414	279
普通株式の発行済株式数(千株)	89,548	89,018
普通株式の自己株式数(千株)	385	384
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数 (千株)	89,163	88,633

2 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額

第3四半期連結累計期間

前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額 27.00円	1株当たり四半期純利益金額 81.97円
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額 26.98円	潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額 81.82円

(注) 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎

項目	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
四半期連結損益計算書上の四半期純利益(百万円)	2,392	7,290
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	2,392	7,290
普通株主に帰属しない金額の主要な内訳(百万円)	—	—
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式の期中平均株式数(千株)	88,634	88,946
四半期純利益調整額(百万円)	—	—
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定 に用いられた普通株式増加数の主要な内訳(千株)		
新株予約権	68	157
普通株式増加数(千株)	68	157
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当 たり四半期純利益金額の算定に含まれなかった潜在 株式について前連結会計年度末から重要な変動があ る場合の概要	—	—

第3四半期連結会計期間

前第3四半期連結会計期間 (自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額 20.12円	1株当たり四半期純利益金額 26.34円
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額 20.09円	潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額 26.29円

(注) 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎

項目	前第3四半期連結会計期間 (自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日)
四半期連結損益計算書上の四半期純利益(百万円)	1,783	2,347
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	1,783	2,347
普通株主に帰属しない金額の主要な内訳(百万円)	—	—
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式の期中平均株式数(千株)	88,634	89,108
四半期純利益調整額(百万円)	—	—
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に用いられた普通株式増加数の主要な内訳(千株)		
新株予約権	141	185
普通株式増加数(千株)	141	185
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式について前連結会計年度末から重要な変動がある場合の概要	—	—

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(リース取引関係)

該当事項はありません。

2 【その他】

第49期(平成22年4月1日から平成23年3月31日まで)剰余金の配当(中間配当)については、平成22年11月5日開催の取締役会において、平成22年9月30日の最終の株主名簿に記録された株主に対し、次のとおり剰余金の配当(中間配当)を行なうことを決議いたしました。

- ① 配当金の総額 864百万円
- ② 1株当たりの金額 9.7円
- ③ 支払請求権の効力発生日及び支払開始日 平成22年12月13日

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年2月9日

株式会社 ミスミグループ本社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中 川 正 行 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 早 稲 田 宏 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ミスミグループ本社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成21年10月1日から平成21年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成21年4月1日から平成21年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ミスミグループ本社及び連結子会社の平成21年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年2月7日

株式会社 ミスミグループ本社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中 川 正 行 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 早 稲 田 宏 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ミスミグループ本社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成22年10月1日から平成22年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成22年4月1日から平成22年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ミスミグループ本社及び連結子会社の平成22年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

【表紙】

【提出書類】 確認書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の8第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成23年2月14日

【会社名】 株式会社ミスミグループ本社

【英訳名】 MISUMI Group Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役会長・CEO 三 枝 匡

【最高財務責任者の役職氏名】 常務執行役員・CFO 真 田 佳 幸

【本店の所在の場所】 東京都江東区東陽二丁目4番43号

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役会長・CEO三枝匡及び当社常務執行役員・CFO真田佳幸は、当社の第49期第3四半期(自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。

